

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（993））

2. 日 時：平成30年5月30日 10時00分～12時10分
13時30分～17時50分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、吉村上席安全審査官、植木主任安全審査官、
千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、
日南川安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 副室長 他17名

東北電力株式会社：原子力部(原子力設備) 担当 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 耐震技術グループ 副長 他5名

中部電力株式会社：浜岡原子力発電所 土木建築部 土木課 副長 他3名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設計土木） 担当課長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、5月22日、25日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の
工事計画認可申請に係る津波への配慮に関する説明書、強度に関する説明書及び耐震性に
関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【津波への配慮に関する説明書】

<入力津波の設定>

- 工事計画認可申請における入力津波の設定については、防潮堤ルート変更による影響を考慮していることが分かるよう記載すること。また、管路解析結果についても防潮堤ルート変更の影響を考慮している旨を記載すること。

<津波防護に関する施設の設計方針>

- 防潮堤（鋼製防護壁）の性能目標に記載している構造概要を適正化するとともに、鋼製防護壁と既設の取水構造物との関係についても記載すること。

【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書】

- 車両の飛来物評価における解析モデルの適用性について整理して提示すること。

【火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書】

- ルーフベントファンについて、降下火砕物の堆積荷重に対する応力評価での評価断面の妥当性について、整理して提示すること。

【計測制御システムの耐震性に関する説明書】

- 加振試験について、設備ごとの試験内容(入力する波、加振方向、考慮する振動数の範囲等)、を整理して提示すること。
- 計算書の記載内容について、機電設備の耐震計算書の作成方針に従った様式、記載項目等とした上で整理して提示すること。
- 設計基準対象施設である設備は、その旨を概要に記載すること。

<衛星電話設備(常設)の耐震性についての計算書>

- 使用材料の供応力評価条件について、温度条件の設定根拠を整理して提示すること。
- 積雪荷重について、単位荷重の意味が明確になるように記載を見直して提示すること。
- 地震応答解析及び応力評価のうち基本方針について、評価に係る項目を明確にした上でさらに必要な項目を記載するように記載を見直して提示すること。
- 解析モデルの諸元におけるポアソン比について、設定根拠を整理して提示すること。
- 固有値解析について、固有値解析結果を示す範囲を明確にした上で記載を適正化すること。
- 機能維持評価について、評価用加速度は各床面最大応答加速度(ZPA)を用いることが明確になるように記載を検討して提示すること。
- 基準地震動 S_s に対する応力評価結果について、組合せ応力に対する評価結果が示す意味を整理して提示すること。また、組合せ応力の計算式の根拠を整理して提示すること。

<LAN収納架(SA)の耐震性についての計算書>

- 電氣的機能維持の評価結果の一覧表について、詳細評価の記載の必要性を整理した上で記載内容を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- ・ 津波防護に関する施設の設計方針
- ・ 降下火砕物に対する建屋の健全性
- ・ 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・ 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書